

令和6年度 第3回日野市子ども・子育て支援会議

日 時 令和6年8月21日（水）午後6時30分～午後8時22分

場 所 子ども包括支援センター 3階 多目的室

出席者 委 員 池田委員 須崎委員 高橋（則）委員 栗栖委員
藤浪委員 土屋委員 本村委員 伊藤委員 福田委員 宮越委員
田中委員 小田喜委員 村岡委員 大西委員 小島委員 萩原委員

事務局 村田子ども部長 飯倉子育て課長 猪鼻子育て課主幹
滝瀬子育て課長補佐 簗野子育て課係長 佐々木子育て課副主幹
加藤子育て課主任 木暮保育課長 飯野保育課課長補佐
熊澤子ども家庭支援センター長
西野子ども家庭支援センター課長補佐
高原発達・教育支援課長
株式会社名豊・糸魚川氏

欠席者 山田委員 久米委員 清水委員 中田委員

傍聴者 2名

（開 会）

会 長

令和6年度第3回子ども・子育て支援会議を開催します。まず、本日の委員会の出席状況及び会議の傍聴の状況を事務局から報告願います。

事務局

本日の出席状況ですが、3名の方から欠席の連絡をいただいています。まだお見えでない方もおられますが、現時点での出席人数は14名、過半数を超えていることをご報告します。なお、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条に基づき、本日は2名の方から傍聴の申し出がありましたことをご報告します。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。それでは本日の配布資料等の説明をお願いします。

事務局

本日の資料についてです。まず事前にお送りした資料が、「資料１．令和７年度学童クラブ・保育施設の入所手続きについて」、「資料２．日野市子ども条例委員会開催報告」、

「資料３．令和６年度日野市子ども条例推進講演会アンケート結果」、「資料４．子ども・子育て支援会議専門部会の設置（案）について」、「資料５．子ども・若者へのインタビューについて」、「資料６．日野市こども計画体系図（素案）」、「資料７．基本理念の検討（事務局案・複数）」の以上です。なお資料４の内容に修正がありましたので、机上に用意したものと差し替えをお願いします。次に当日配布資料として、「資料８．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方」をご用意しました。

本会議及び会議資料は日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則に基づき、原則公開となります。議事録についても、後日、委員の皆様を確認いただいた上で、市ホームページ上で公開となります。議事録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。

会 長

今の説明にあったようにこの会議は原則公開となっており、傍聴や議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様には、それぞれの発言内容をお互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるように協力いただき、活発に意見交換ができればと思います。

会 長

では次第１、会長挨拶です。事前に送付された資料のなかに、資料３．子ども条例推進講演会アンケート結果がありました。今回も次期計画の策定が議題にありますが、いつも計画策定時や子どもの権利などの議論の時に、どういう形で市民の皆さんや子どもたちに広報していくのが検討事項になりますが、今回資料を拝見して、そのなかに講演会をどこで知ったかのきっかけを聞いていました。知ったきっかけがどういうものか、または講演会の感想などを見ていくと、「子ども条例を知らなかったので、親として読んでいきたいと思います」という感想がありました。こういう講演会に興味を持って来ていただいて、ただ、子どもの権利、子ども条例というのは知らなかった。別に知らなかったから悪いというのではなくて、もっともっとそれを伝えていけたらいいなど。また、「子どもの

声を聞く、子どもの権利を守るためには大人自体が権利を考えることが大切だと改めて感じた」とあります。この辺りは、私たちは子どもの権利のことに触れながら、私たちの目線でも考えて、そして子どもたちにも見えるようにしていこうということです。他にも、「子どもの心に寄り添うには、子どもを理解するには、自分の時代と比べてはいけないと思った」という感想がありました。今の時代の子どもの権利というものを、そこもしっかりと光を当てて、考えなくてはいけないのかなと思いました。あと、1点、「とても共感できる素晴らしい内容でした、まず大人から人権を尊重し合う姿勢を見せていくこと、意見表明をすること」、で次なのですが、「自分から変わることが子どもの権利を具現化する一步になるという意識が町全体に広がっていくことを期待します」とありました。この辺りも話し合いの中で出てきたかと思うのですが、こういう資料を見ながらも、何かこう、計画を立てるだけではなく、広めていくのが市にできるのかなと思い、これを読ませてもらいました。簡単な感想という挨拶になりますが、本日も生産的な意見交換ができるように、ご協力のほどよろしくお願いします。

会 長

それでは次第の2. 報告事項ですが、本日は4点ありますので、まず報告事項1から3まで続けて報告願います。

事務局

報告事項1、学童クラブの入所手続き及び保育施設の入所手続きについてです。資料1をご覧ください。まず1の入園手続き期間ですが、令和7年度の学童クラブ・保育施設の入所手続きは、学童クラブについては原則オンラインによる申し込み受け付け、保育施設についてはまだオンラインの準備ができていませんので、土曜日開庁も行いながら実施していきたいと考えています。具体的な日程等については表の通りです。

続いて、2の申し込みに必要な保育施設利用のしおりの中でお知らせする主な内容です。(1)から(3)は、公立保育園全体のあり方と、各園の今後の方向性について記載しているものですが、(2)みさわ保育園と(3)みなみだいら保育園は今の在園している園児や来年度から入園する園児に影響があることから、今回のしおりに記載しています。ちょっと説明をさせていただきます。まず、(1)の市立保育園全体のあり方についてですが、市はこれまで行財政改革大綱に基づき、公立保育園の運営を民間に順次移行してきました。昨今、未就学児人口の急速な減少に伴い保育需要の減少傾向がある一方で、多様な支援ニーズにも対応が求められています。日野市においては、将来にわたり持続可能な保育サービスを維持するために、今後、保育事業の動向や社会情勢の変化を踏まえ、市の保育行政のあり方や個別保育園の全体のあり方、各園の今後の方向性について検討を

進めていきます。令和6年度については、子ども・子育て支援会議などの意見を踏まえて、こうした保育園も含めた子育て施設の個別施設計画を策定する予定です。その中で、民間移行も含めた各園の今後の方向性についても決めていく予定で、詳細が決まりましたら市民の皆様にお知らせしますといった内容のことを、しおりに書きたいと思います。続いて、具体的な保育園になりますが、(2)みさわ保育園については、市の保育行政のあり方や保育園全体のあり方について検討を行った結果、これまでみさわ保育園は民営化を検討するという形になっていたのですが、民営化は行わず、市の東側の市立保育園として、保育所型認定子ども園化などの多機能化の実施に向けて検討を進めていきますといった文言をしおりに書きたいと思います。こちらはすでにみさわ保育園の在園児の保護者の皆様には6月21日付でお知らせしています。最後に(3)みなみだいら保育園についてですが、併設される都営の平山アパート5号棟で保育をやっていますが、都による団地建替え工事のため令和10年度末までとなり、令和11年度からは隣の6号棟跡地に新たな保育園の開設を検討しています。開設後の運営主体は、民間保育園への変更も含めて検討をこれからしていきます。令和7年度に入園する1歳児以降の園児は、新設される保育園に移動が必要となることから、あらかじめご理解の上お申し込みくださいといった文言をしおりに書きます。こちら、8月1日に保育園の保護者の代表の方や、20日に保護者の方に集まっていただき、説明をしています。令和7年度学童クラブ・保育園の入園手続きについての説明は以上です。

事務局

続いて、報告事項3、子育て支援施設の個別施設計画の策定についてご報告します。

平成29年3月に策定し、令和5年3月に改定した日野市公共施設等総合管理計画に基づき、子育て支援施設の今後の施設修繕や建て替え等の具体的な計画方針として、個別施設計画を策定します。本計画は、子育て支援施設として児童館、学童クラブ、公立保育園、発達教育支援センターエール、子ども包括支援センター「みらいく」を対象としています。本会議での審議、またパブリックコメントを実施して、今年度中の完成を目指しています。

会 長

報告事項1から3についてご質問、ご意見などありますか。なければ、報告事項4について説明をお願いします。

事務局

報告事項4、子ども条例委員会の設置・開催についてご報告します。まず、資料2をご覧ください。7月1日の日野市子ども条例の日に、令和6年度第1回子ども条例委員会を「みらいく」多目的室にて開催しました。委員は、子ども・子育て支援会議の会長である田中先生の他9名での構成になっています。委員会では、委員会の役割、子ども条例の趣旨、推進事業の説明と報告を行い、市長からの諮問事項について意見交換を行うという形で進めました。委員会で出た主な意見としては、「計画のたたき台にある子どもの権利の保障と困難を有する子どもとその家族の継続した支援については密接に関わっているので、子ども条例委員会でも検証する必要があるのではないか」、「子どもが普段からいる学校で子どもの権利の周知啓発が行えれば効果的」、「子どもの権利について、義務を果たさなければ権利がないと誤解されないように周知啓発を行っていくことが重要」、「周知啓発についてもワークショップなどで子どもの意見を反映させた形で取り組んでいけばいいのでは」、「子どもオンブズパーソンの方の講演会で話があったように、子どもの権利が守られていく環境を整えていくためには、大人が子どもの権利について知らないといけない」、「子ども条例単発で周知啓発に取り組むなど、子どもが理解しにくいので楽しく学べるようなイベントを絡めたり、社会福祉協議会が行っているハートフルプロジェクトの一つの幸せプロジェクトとコラボしたりしてはどうか」といった意見をいただきました。

子ども条例委員会については、今後、本会議と委員会の方でそれぞれの視点から有機的に関わっていけるように、双方の会議体の動きについて関心を持っていただければと思います。

続いて資料3、日野市子ども条例推進事業講演会のアンケート結果報告についてですが、冒頭の会長挨拶でもお話があった通りになりますので、重複する部分がありますが、説明させていただきます。報告内容の中身については、いただいた意見を含めて会長からお話がありましたので、資料5頁目の総評を中心に説明させていただきます。こちらの講演会については参加者の皆様から好評をいただきまして、講師の先生の北欧でのエピソードを交えた話を、大変興味深く話を聞かれていました。子どもの権利を考える上では、まずは大人が自分自身の人権を理解して人権が守られていることを実感する、大人は子どもに判断させる機会を作ってその判断に伴走する、寄り添う姿勢が大切、子どもは今を生きる子どもの専門家であるから、子どもの意見を聴くことは、子どもの知識と経験を社会に生かし、子どもの最善の利益の実現につながる、また、子どもがどのような選択肢でも不利益とならない社会にしていかなければならないといった話がありました。今後も継続的に周知啓発に取り組んでいければと考えています。報告は以上です。

会 長

ありがとうございました。ただ今の報告についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員

「ひのっ子の子育て・子育て知っ得ハンドブック」によると、日野市子ども条例のページが93頁に紹介されています。子ども条例を推進するのであれば、もう少しアピールというか、わかりやすい感じで保護者にお知らせする必要があるのではないかなと思います。2023年度版なのですが3月に発行されていますが、改定はありますか？今年はこのままいくということですか？

事務局

子ども家庭支援センターで「知っ得ハンドブック」の編集をしているのですが、編集に向けてどういう構成でいこうかというところを今考えているところです。作り方の仕立ての話を申し上げると、いろんな広告を入れながら、ページの制限や広告がどれだけ取れるかとかも含めて悩ましい仕組みになっていますが、ご意見については検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

委員

ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

委員

資料3の参加者の方の感想に「今日のお話を全ての人に聞いてもらいたいです」と書いてあって、私もすごく興味を持ったんですが、この先生のお話をまた聞ける機会というのを設けていただけると、すごくありがたいと思います。あと、大人も守られる権利がある、大人が安心・自信・自由を大切にする姿を見せることとあるんですが、実際にどんなことなのだろうと思った時に、全く具体的に思い浮かばなかったんですね。なので、漠然と理解はしているつもりでも、実際にどんなことで大人も守られるのかという、ガイドラインと言ったらちょっと堅苦しくなってしまうのですが、こんなことだよなんていう大人版でもあるとありがたいと思いました。今後そのような予定などがありますでしょうか。

事務局

ご意見、ありがとうございました。資料は講演会の概要をまとめた形なので、細かい部分の説明は個人的な感想としての報告となりますがお話しさせていただきます。まず、講

演会については、市ホームページで講演会の資料を公開していますので、そちら等を見ていただくようお願いします。今回、講師をお願いした先生は子どもオンブズパーソンとして引き続き日野市に関わっていただいております、またどこかのタイミングで講演の依頼等させていただくこともあろうかと思えます。また、大人の権利についてですが、ここですぐに説明できず申し訳ありませんが、当初、子どもの権利に限定しないで広く人権について話したいという、講師の先生からの話もありました。そういった点からも、今後、子どもの権利の話をする際に合わせて大人の権利についても話ができるよう、検討したいと思えます。

委員

今回の講演会をアーカイブで配信という計画はありますか？当日どうしても来られなかった方とかいらっしゃると思うんですが、市のホームページ等でアーカイブ配信とかをしていただければ、いろんな人が講演を聴ける、見られるのかなと思えました。

事務局

今回の講演会については録画をしていないので、アーカイブ配信をすることができません。今後は、講演会について講師の許可を得つつ、アーカイブ配信に対応できるかどうか考えていきたいと思えます。

委員

この講演会ですが私も参加させていただきましたが、会場がいっぱいになって熱気のあつる、本当に興味深い講演会だったと思えます。来てくださっている方はほとんど私もよく知っている人で、やはり子ども関係者みたいな方がたくさん来られたんですね。講師の先生がご自身の家庭や経験の中でいろいろな情報を提供してくださつて、やはり子どもの専門家は今生きている子どもたちだつていう新しい気付きもあつたのですが、こういうところに来る人はアンテナが高い人だと思ふんですね。なので聴くだけではなくて、そこでグループディスカッションとか、どういう風に感じたのか、自分の子育ての現場ではこういうことをどういう風に考えているのかというような話し合いができれば、もっと心に残つたのではないかとと思えます。時間の関係もあり、たくさん人がいたら難しいというのでも分かるのですが、今後、子ども条例委員会だけでなく一般市民の方も巻き込んで話し合いができるような機会があつたらもっといいなと思えました。

でも、いい講演会で本当に気持ちよくなりました。ありがとうございました。

会 長

それでは続いて次第3 審議事項です。2点ありますので1点ごとに質疑応答を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4をご覧ください。子ども・子育て支援会議専門部会の設置（案）についてご審議いただくものです。まず初めに、資料の裏面に参考として関連例規を記載しています。日野市子ども・子育て支援会議条例第9条では、支援会議は、専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、専門部会を置くことができると規定されています。また施行規則第7条では、条例第9条に規定する専門部会は支援会議から付託された専門的な事項について調査審議するものとあります。この度、公立保育園に関して検討すべき事項がありましたので、専門部会の設置案を提出させていただきました。

専門部会の設置目的ですが、市立保育園全体のあり方と各園の今後の方向性について検討すること。続いて、検討結果を踏まえて、個別施設計画を策定することの2点となります。これまでの経緯とこの個別施設計画の策定についてですが、これまで行財政改革大綱を策定し、市民サービスの向上や効率化に取り組んでまいりました。第3次行財政改革大綱では、「民間委託の推進と施設運営の効率化」の中で「公立保育園の民営化」を明記し、平成26年度にはたかはた保育園、平成30年度にはとよだ保育園の2園の民営化を実施しました。続いて第5次では、さらに公立保育園2園、たまだいら保育園、みさわ保育園を民営化する旨を明記しました。これにより令和4年度には、たまだいら保育園を民営化しています。第6次計画では、これまでの公立保育園の民営化については、「未就学児数の減少傾向を見据えて、保育園全体のあり方の検討、そして公立保育園の民営化等の方針の再検討・推進」とし、引き続き検討していくこととしました。また、これとは別に、「日野市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定して、公共施設設置の最適化を図り、効果的かつ効率的な整備と管理についての方針を示しました。その後、この計画は令和5年3月に改訂をして、公立保育園をはじめとする子育て施設の個別施設計画の（案）を令和6年11月頃までに策定することとなっています。総合計画においては、公共施設の総量縮減を踏まえることと、特に公立保育園については、今、日野市の保育を取り巻く社会状況の変化や今後の課題を考えて、公立保育園で求められる役割をしっかりと整理し、専門部会で意見をいただきながら、具体的な計画を策定していきたいと考え、専門部会の設置を提案させていただいたものです。

続いて構成メンバー案ですが、施行規則第7条では「会長が指名する委員及び条例第8条の規定により会長が認めた関係者」をもって組織するとされています。事前に田中会長にご相談させていただき、主に関係する次の皆様にご了承いただいています。

まず、子ども子育て支援会議の委員から田中会長、日野市学童保育連絡協議会会長の山

田委員、市民サポートセンターの土屋委員、社会福祉法人立保育園会のよつぎ日野保育園園長の宮越委員の4名、また会長が認めた関係者として、子ども部長の村田の合計5名の委員にお願いしたいと考えています。また、施行規則第9条では、「部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる」と規定されていますので、関係者として、公立保育園の保護者の代表の方や、公立保育園の園長の方の出席を予定しています。

続いて会議の公開・非公開についてですが、支援会議と同様、公開、傍聴ありで行うということになっています。委員の報酬については支援会議と同様に1回あたり10,500円、事務局は子ども部の保育課で行いたいと思っています。

全体のスケジュールですが、本日この支援会議において専門部会設置についての協議・決定をしていただいたのちに、9月10日に第1回目、10月8日に第2回目の専門部会を行う予定です。いずれの会議もしっかりと保育課の方で資料を作成して、事前に配布の上、円滑な会議を進めていきたいと考えています。その検討結果を、10月21日に予定している第4回子ども・子育て支援会議で報告し、それを踏まえて皆様からまた意見を聴取させていただきたいと思っています。なお、12月19日に予定している第5回子ども・子育て支援会議では、保育園も含めた子育て施設全体の個別施設計画の素案の案を説明させていただきたいと考えています。これを踏まえた結果、2月にはパブリックコメント、そして3月にはこの個別施設計画を策定したいと考えています。

会 長

ただ今の説明を受けて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。質問、意見等がなければ、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いて、審議事項2について事務局から説明をお願いします。

事務局

審議事項（2）次期計画についてです。まず資料5「子ども・若者へのインタビューについて」をご覧ください。こちらは4月の支援会議で、今後の計画策定スケジュールの中でお伝えしていたものになります。アンケート調査の他に、実際に対面で子どもにインタビューをして計画策定にあたっての意見を聴くというものです。今回のインタビューは、アンケートを小中学校経由で実施したこともあり、様々な意見を聞くという視点に立って、こども家庭庁で作った居場所の分類を参考にターゲット・ハイリスクに分類される居場所をメインに、インタビュー先を選定しました。具体的には、本支援会議のメンバーである本村委員と藤浪委員にご協力いただき、子どもの生活・学習支援の場である「ほっとも」とフリースペースでインタビューを実施しました。資料3頁から5頁は、インタビュ

一の際の目的、手法、注意点をまとめたものになります。今回は、計画策定のためにインタビューを実施しましたが、こども基本法の中で、市が子どもに関する施策を実施する際には子どもの意見を聴いて措置を講ずることになっています。ですので、資料5は将来市等で活用できる、簡易版のガイドラインとなるようなものを作成することを念頭にまとめたものになります。こちらについては、皆様のご意見等を今後の参考にしたいと思いますので、後日でも構いませんのでお願いできればと思います。

6頁以降はインタビュー結果となります。ページ数は多いですが、インタビュー先でフィードバックとして支援会議でインタビュー内容を報告するという約束をしておりますので、一度お読みいただければと思います。今回の報告書ですが、大人が作る報告書だとしても無意識に内容をまとめてしまう傾向があるので、意識してできるだけインタビューで聞いた内容をそのまま書くようにしており、一般的な報告書の形式とは異なっていますので、あらかじめご了承ください。子どもたちからインタビューでいただいたコメント一つ一つについては、時間の関係もあるので説明は省略しますが、資料は事前にお送りしておりますので、読んで気になることがあれば後ほどお話をいただければと思います。今回、インタビューの実施にあたり、本村委員・藤浪委員及び施設の皆様に多大なるご協力をいただきましたので、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。事務局説明後に補足する内容等があれば、ご発言いただければと思います。

資料の23頁ですが、こちらは個人的な見解も含みますが、インタビューのまとめとなります。今回、ターゲットを絞った子どもの居場所ということで伺ったのですが、結果としては、そういった場所であってもアンケート結果と比較して回答に特異な傾向は見られませんでした。インタビューを通じて子どもの視点で独創的な発想なんかいろいろ出てきて、インタビュー自体、楽しめたところがあったなと思いました。感想になるのですが、今回インタビューした中で、大人が子どもからの意見に対して結構淡泊に回答しているというような話がありました。大人は人生経験もありますし、大人の意見というのは、もしかしたら正解、不正解という視点で言えば正解であることが多いのかもしれないけれど、実際子どもの話を聞くと、やはり自分の意見を受け止めてほしい、尊重してほしいという思いがあるのかなと。また、そういった受け止めてもらう経験をすることで自己肯定感の高まりにつながるのかなというところで、その点で大人が子どもの声にどう耳を傾けるかというところは改めて考えなければいけないのかなと感じました。今回いただいた意見の計画へのフィードバックについては、この後の資料7にも繋がるのですが、基本理念の部分で反映できればと考えています。資料5については以上になります。

会 長

それでは、今の説明に対して何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

フリースペースにインタビューに来ていただき、ありがとうございました。資料 20 頁のインタビュー結果（まとめ 14）のところの補足説明です。子どもたちがどこに行きたいか話し合った行先に「八王子市役所」と書いてあったので、それで質問されたと思うのですが、普通、大人は八王子市役所と書いてあれば「市役所に行きたいのかな」と思いますが、実はこの意味は「八王子市役所の前の浅川で泳ぎたい」ということだったんですよ。大人だと「八王子市役所」というと「市役所そのものなの」ですが、実は子どもにとっては「その前にある浅川」という意味だったので、そこはやはり大人の概念と子どもの概念が違っているということと、子どもの普段のバックグラウンド、夏は川で遊ぶのが日常で、子どもたちにとって八王子市役所とはその前で遊ぶ場所という、大人と子どもの捉え方の違いがすごくここに出ていて、面白かったなと私は思いました。

インタビューされるのも苦労されたと思いますけれど、そのバックグラウンドを理解した上でのインタビューというのはなかなか難しいので、回数を重ねていただければいいかなと思っています。

委員

21 頁の「自然はあった方がいい？」という質問に対する答えの中で、「自さつする人を助けるごっこで背中をドーンとしていたらめっちゃ怒られた」というのはどういう状況なのかちょっとわからなくて、教えていただければと思います。

事務局

まさに説明でもお伝えした通り、そのまま書かせていただいたところです。質問をしていく中で「自然があった方がいい」という回答があり、そこから「ビワをもっと取らせてほしい」という回答があり、ビワを取ろうとした時に怒られたみたいな話が流れで出てきて、子ども同士が背中を押す遊びでじゃれているところで強くドーンと押してしまい、押した相手に怒られたという話があった感じです。

委員

では、ちょっとふざけて背中をドーンと押していたら、危ないよって言って怒られたというような感じですか。

事務局

そうですね、強く押しすぎたのだと思うのですが、それで予想外に強く押されたから、子ども同士で、一方はめちゃめちゃ怒って一方は怒られたという話です。

会 長

資料5について他になければ、続いて資料6、7の説明をお願いします。

事務局

では資料6をご覧ください。こちらは前回の支援会議までに話し合われた内容を踏まえ、施策のところまで進んで体系図を取りまとめたものです。最終的に計画策定した際の概要版に近い構成で作っています。こちらについては主だった点や修正や整理した部分を中心に説明させていただきます。

初めに、基本目標Ⅲの（２）については、前回支援会議でご意見いただきましたので、安全という言葉を追加しています。子どもの安全安心については、市で継続して取り組んでいく施策となります。また、障害の表記の部分については、今回、心身障害児と固有名称とさせていただいたので、漢字の「害」の文字を使う形にしています。続いて、基本目標Ⅱの（３）について、日野市では取り組みが進んでいて、課題である認識が薄かったので見落としていた部分があったのですが、子ども政策の現状、国や都の計画のトレンドとしてはやはり子どもの居場所づくりというのは大きなトピックスの一つになっていますので、今回「居場所」というワードを使うように修正しています。また、子どもの権利として自分のいたいと思う場所を選べるという意味で、多様という言葉も使っています。こちらについては、施策の方に遊びと学びを持っていく形で整理しています。また、この体系図の先にあたる様々な事業の部分についてですが、市では「みらいく」に新たに中高生世代の居場所として中高生世代スペースを作ったり、乳幼児の子育て世代の居場所である子育てひろばも併設する形になっています。現計画では子育て支援拠点ということでまとめていましたが、国のこども大綱でも「こどもまんなか社会」という概念が示されており、子どもの視点でというところが重要となっていますので、子育て支援拠点についても、子どもの居場所という側面と、子育て当事者にとっての相談場所、支援場所、子育て当事者同士の繋がりや交流の場という両側面があるので、子育て当事者視点での相談窓口機能と子ども視点での居場所、それぞれに事業が位置づけられるような整理を考えています。

続いて資料7「日野市こども計画」の基本理念の検討についてです。先ほど説明した通り、インタビューや1月に実施したアンケート結果を踏まえて、基本理念について整理をしたものです。こども大綱や日野市子ども条例をベースに、子どもは権利の主体であるという認識、子どもの権利の保障、自己肯定感、意見表明と社会参画、子どもの最善の利

益、子どもの健やかな成長と自立等をキーワードとして示しています。それらを踏まえて、事務局の方で3つの案を提示していますが、こちらについてはこの中から一つ選んでくださいという訳ではなく、ミックスしたり新たな言葉を足したり引いたりする中で、基本理念を組み立てていくような形になると思います。あくまでもたたき台ということで考えていただき、この後審議いただければと思います。基本理念については、ここで必ずしも決定する必要はないので、今回いろいろご意見をいただいて、次回10月の会議までに事務局の方で整理させていただきたいと思います。ちなみにですが、こども計画の基本理念については、今年度改訂作業を進めている日野市総合教育大綱にも関わってきます。なぜこのような基本理念にするのか、後日、総合教育会議の場で説明することとなっていますので、議論の際はその思いも含めてご意見いただければと思います。

事務局

資料8について説明させていただきます。当日配布になりましたこと、大変申し訳ございませんでした。現在、各事業の担当課と精査を続けていますので、本日は途中報告ということで、未定稿の資料として提示させていただきます。まず1頁ですが、今回のこの量の見込みの算出の考え方ということで、事業を紹介しています。(1)が教育・保育、(2)が地域子ども・子育て支援事業になっています。これまで、第1期子ども・子育て支援事業計画、第2期子ども・子育て支援事業計画では、これら教育・保育と地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みと確保方策ということで計画書には記載しています。その第2期子ども・子育て支援事業計画から、(2)の地域子ども・子育て支援事業の12番「産後ケア事業」から16番「子ども誰でも通園制度」が新規事業として加わっています。1頁目の事業について、量の見込みを提示し、2頁ではこの量の見込みについての算出のフローを入れています。まず、ステップ1番の家庭類型の算出ですが、こちらについては、3頁に家庭類型についてということで説明を加えています。事業によっては、家庭類型、父親の就労状況、母親の就労状況ということで、保育の必要性がある方、保育の必要性がない方、それぞれで事業が利用できるもの、利用できないものというところで分けられるものもありますので、この家庭類型で分類をしています。これら家庭類型の考え方についても、国が手引きを出していますのでそちらに基づいて算出をしており、家庭類型の考え方については、第1期子ども・子育て支援事業計画、第2期についても同様の考え方で算出を行っています。2頁に戻りますが、この家庭類型を算出した後、それぞれ利用意向率については、アンケート調査結果に基づき利用意向率を算出しています。そのほか、子どもの来年度以降の人口等を加味しながらニーズ量の算出をしているというステップになっています。資料の4頁です。子どもの人口ということで今説明させていただきましたが、次期計画が令和7年から令和11年までとなりますので、0歳から11歳までの子どもの人口推計を行っております。こちらの人口推計については、住民基本台

帳で直近の令和6年4月1日、ここから戻る形で5年間というところで、この5年間の中での子どもの人口の動向等を見ながら、今後、令和7年から令和11年までの子ども人口を推計しています。これらの子ども人口の推計がベースとして利用意向率を掛けている形になります。5頁目からが量の見込みになっています。まず、教育・保育の量の見込みですが、教育・保育については1号認定、3歳以上で教育希望のある方、つまりは幼稚園を利用したい方になります。2号認定、3歳以上で保育が必要な方、この中にはあえて幼稚園を希望される方もいますので、2つに分かれています。そして、3号認定、0歳から2歳の保育が必要な方。今回から、0歳から2歳について年齢ごとに算出するように国からも資料が出されていますので、それぞれ年齢ごとに算出している形になります。6頁目以降については、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みになっています。教育・保育と地域子ども・子育て支援事業、全体的に言えることですが、昨年度アンケート調査を実施し、事業ごとに現状の利用状況、さらには今後の利用希望を聞いています。この結果を基に、国が出した算出の手引きに基づき量の見込みを算出しています。算出されたニーズ量については、現状の直近の利用状況を踏まえながら、各事業の担当課とヒアリングを実施しながら、一つ目がそのままアンケートで算出した量を採用できるもの、二つ目がニーズ量と現状に乖離が出たものの、国の手引きには示されていない家族構成だとかそういったところをアンケート調査でクロス集計を行いながら、真のニーズが出るように絞り込んだもの。さらに三つ目は、ニーズ量と現状に乖離が出たが、現状の利用状況や今後の子ども人口の動きを踏まえながら算出したものです。この三つの考え方で算出をしています。具体的には、5頁目、上段の方で、算出の考え方、アンケート調査、国の手引きに基づき算出をしています。下段の方では、量の見込みの補正にあたってということで、何らかの補正をしたものについて、量の見込みの補正にあたっての条件と、補正後の量の見込みという形で、上段、下段というような形で示しています。

12頁目をご覧ください。頁の下段、12番の産後ケア事業ですが、こちらは先ほど冒頭で説明した今回の計画から新規で加わってきた事業になります。12番の産後ケア事業については、令和元年の母子保健法の改正により、日野市では令和3年から新しく事業を実施しているものになります。そして、次の13番、子育て世帯訪問支援事業は新規事業という形になりますが、現在、この事業については日野市の方で既に実施している事業で代替できる可能性もあります。これらの事業については、今回の計画から新しく加わってきたこともあり、国の方で今後基本指針を出すと言われていいますので、その内容であったり先進事例を踏まえながら、今後計画に位置付けていく予定です。本日は事業の紹介ということに留めさせていただきます。まず、13番の子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に不安や負担を抱える方に対し、訪問支援員が訪問する事業になります。14番の児童育成支援拠点事業は、家庭や学校に居場所のない児童等に対する居場所の事業です。15番の親子関係形成支援事業は、悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩み・不安を情報共有できたり、さらには相談ができる場所というものです。16番のこども誰でも通

園制度は、親の就労状況にかかわらず時間単位で子どもを保育所に預けられる制度で、昨今メディア等でも報道されています。説明は以上です。

会 長

では、審議に入りたいと思います。ただ今の説明を受けて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委 員

資料6についてです。基本目標のⅡの子どもの健やかな育ちへの支援（３）の子どもの居場所に関して、最近テレビCMなどでも子ども食堂を取り上げているくらい注目されているのがわかるのですが、日野市にも多数子ども食堂があると聞いています。ですが、現状、その開催場所や開催日は、私の情報不足なのかもしれないのですが、なかなか聞いたことがなくて。おそらく各団体が独自に広告を打ったり、LINE等で流したりして周知しているのではないかと思います。前からある場所なんかは口コミなどで情報が出回っているのだと思うのですが、新参の団体とかに関しては、なかなか皆さん知る機会もないのではないかと思います。例えば日野市がこういった団体さんと連携をして、市のホームページや広報、日野市のLINEなどを使って情報提供してあげることはできないかなと思いました。そういったものを使って、元々興味のある人が調べることはできるかもしれないのですが、興味がなかったりその存在すら知らない人たちがもし受動的にそういったものを情報として得ることができれば、もっと利用する人が増えたりとか、それで助かる人なんかもいるのではないかと思います。で、子どもはもちろん、そういった情報を見て、地域の大人や高齢の方なんかがそういったところに集まれば、多世代交流の場にもなって、要は、その下にある、地域の力で子どもたちを支持、支援するようなところにも繋がっているんじゃないかなと思いました。そういうことは、いろいろとしがらみがあったりして難しいのかもしれないのですが、検討していただければありがたいなと思います。

事務局

子ども食堂については、今、子育て課で補助金を出す形での支援をしています。子ども食堂の各団体さんの活動の周知についてはなかなか悩ましいところがあるのですが、まず、希望する団体さんについては、市ホームページで、このような団体があります、おおむね第何週、何曜日にやっていますというような形の周知をさせていただいています。

また、団体さんによっても考えはいろいろありまして、毎回、市の広報に開催を載せているところもある一方で、以前載せていたのだけれど、載せてしまうことによって自分た

ちが考えている方たちではなくて、いわゆる情報に聡い方といったら失礼かもしれませんが、何かここに行くとも無料・安価で食事がもらえるよということで来られる方…、率直に言いますと、困っている方を支援できればと思っている団体さんが、そうではない方がたくさん来てしまっただけということで、掲載をやめてしまったという話も聞いています。

また、団体さんによっては、かなり近隣の、このエリアのこの辺りでぜひ活動したいということで、エリアを絞っていて、そのエリアの児童館に掲示を依頼したり、あるいはそのエリアの学校に情報提供依頼をしたりという形で、それ以上、市のホームページにも載せてほしくないというような依頼があったりとか、それぞれ団体さんの考え方があります。私たちとしては、学校で情報提供したいという希望が多く、団体さんからありましたので、市でも連絡会などで子ども食堂さんの情報は得ているので、学校から「この団体から学校に依頼があったが知っていますか」と聞かれれば、活動を把握している団体については、ぜひご協力をお願いしますというような後押しをする形での協力をしています。

この辺り、各団体さんの活動を尊重しながら支援できる方法ということで、市の方でも考えていきたいと思っています。

委員

多摩平で「ほっとも」を運営しているのですが、「ほっとも」では必ず手作りの食事を子どもたちに提供していて、「ほっとものご飯がおいしいな」ってしてくれるのはありがたいことです。子ども食堂もそうなのですが、さきほど委員がおっしゃったように、食育、食事に対する支援やフォローという、そういう文言もぜひ入れてほしいというのが私の意見です。というのも、「ほっとも」に来ている子たち、意外と食べないような子たちも結構食べにくるんですね。で、食べないような子に限って、やはり精神的に少し不安定というのが顕著で、栄養状態、好き嫌いが非常に多かったり、偏った食事をしている子に限っては、やはり全身状態が非常に不安定で、言い方は悪いですけど、すぐ切れるというか怒り出してしまう、落ち着かないという傾向が、「ほっとも」を運営していて非常に感じる場所です。ですから、他の子が食べればその子も食べる、なんかつられて食べていくと、何でも食べられるかなという体験もしていますので、この「健やかな成長を支える多様な居場所作り」の中で、やはりこの食育的な文言やテーマを少し加えていって、子どもへの直接的な支援もそうですし、ご家庭に対する支援にも繋がると思いますので、そういう観点もぜひ入れていただければと思います。

事務局

今ご意見をいただきましたが、現計画、現在のひのっ子すくすくプランでも、食育は事業として入っておりますので、何かしらの形で次期計画には盛り込むようにしたいと思い

ます。

委員

資料8の中で、産後ケア事業というのが新規で始まるということですが、宿泊とかデイサービスというのはどこでやっていて、何を補助するのか。例えば病院とか産婦人科とかでその産後ケアに行くお金を補助するのかなど、その辺のことを教えていただきたいと思います。

事務局

産後ケア事業は法定となった事業ではあるのですが、補助をするということではなくて、事業を担ってくれる資源を増やす取り組みになります。それで、直接的な補助ではないのですが、民間ベースでやろうとすると、例えば宿泊型だと決まりはないのですが、大体相場の調査で1泊7万円とかになります。ただ、7万円を個人負担でサービスを受けるというのはなかなか現実的ではないので、実質的には委託ということで、日野市が国や都の制度も使いながら事業組み立てをして、市民の方が利用できる価格にしているということです。ニーズは高いですが、安全性など慎重に検討しながら、事業者数、供給できる量をどうやって増やしていくのかというところの一つの課題ではありますが、事業的には直接補助ではなくて、委託で事業の供給量を増やしていくことを考えているところです。ホームページなどにも載ってまして、市民の利用対象者の方には周知をしている状況です。

委員

同じ資料8の(14)児童育成支援拠点事業、「当該児童の居場所となる場を開設し」というのがありますが、今までいろいろ、「ほっとも」や「たけのこ」もそうですけども、いろいろあったと思うんですが、そういう場所をもっと増やしていくということでしょうか。

事務局

この児童育成支援拠点ということで国が示している内容は、そこが子どもにとって安全安心な居場所であり、例えば食事ができたりとか相談ができたり学習のサポートができたりという、オールマイティーなものの拠点を考えているようです。ただ、じゃあ、それがどういうものが具体的にあればその要件を満たしていくのか、国が求めているものになる

のかというイメージがあまりまだない状況です。今後、来月あたりに説明会が行政を対象にあるということです、そこで細かい話がでると思いますが、情報とすると、資料に書いてあるくらいしか今はなくて、どのように進めるかという情報を収集しているところです。ちゃんとお答えができず申し訳ありません。

委員

(16) のこども誰でも通園制度（新規事業）ですが、令和7年度は行わないということでしょうか。あと、公立保育園でも、なかなか難しい事業だとは思いますが、市としては一時保育との関連も含めてどのようにお考えなのか、もう少し詳しく知りたいと思いました。

事務局

まず、令和7年度にやらないのかということですが、2つ考えがありまして、こども誰でも通園制度は国の施策として、令和6年、7年でモデルケースとしてやっている市町村があります。その一方で、都は独自に「多様な他者との関わりの機会の創出事業」というのをやっていまして、これも同じように保育の必要性がない方も利用できるような形の事業になっています。それで、こども誰でも通園制度の方は月10時間がリミットでモデル事業をやられているのですが、日野市ではまだやっておりません。都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」については、今は、私立幼稚園の方でプレ保育といって2歳児のところで4園ほど事業を使ってやっているような現状です。保育園はやはり待機児童がおりますので、そのところがちょっと難しいといったところで、将来的にはこちらの方もしっかりやっていかななくてはいけないかなと思っています。あと、一時利用ですが、現状の一時預かりとの違いなのですが、主に目的や定義の違いがありまして、どちらかというと、一時預かり事業は保護者の立場からの必要性に対応するといったものに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために扱うというサービスではなくて、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように子どもの育ちを応援する事業となっています。一見、一時預かり事業と誰でも通園制度はなんとなく同じような内容に見えるのですが、基本的には、一時預かり事業は一般的に言われれば保護者の、誰でも通園制度は子どもの育ちというような括りで国から説明は受けています。これから日野市も考えていかなければいけない事業もあるのですが、しっかり整理して、もっとしっかり説明ができるようにしていきたいと思っています。

事務局

一つだけ補足です。対象者で一時保育の方は明確になっていることが一つあって、保育園に通っているお子さんは一時保育の対象ではないという制度的な違いが明確にあると思います。親のためとかいろいろ、当然バックグラウンドがあるのですが、対象、預かれる子どもに制限があるのが一時保育の制度になってきます。

会 長

では資料7の「日野市こども計画」の基本理念の検討について、ご意見をいただければと思います。特に、先程の説明にもありましたが、案1、2、3とありますので、この辺りについてご意見、ご質問があれば。

委 員

私自身、案2の「一番良いこと」という言葉にすごく引っかかりがあります。やはり子育てをしていくなかで、いいか悪いか、白か黒か、測り切れないことがいっぱいあって、本当にグレーな部分をどう生きるかっていうところが、子育てで1番悩むところで、そこがいいか悪いかで解決できればどんなにいいだろうと思ったこともいっぱいあります。今、一つの情報でこれがいいですと言われて、そこにどっと流れていくみたいなものにもすごく抵抗感があるので、子どもにとって一番良いことを考えてって言われた時に、じゃあその良いことって誰が決める良いことなのかなとか、すごくいろいろ考えることが多く、なんだか違和感を覚えました。

会 長

ありがとうございました。他はどうでしょうか。できれば皆さんに満遍なく、特に若い人も含めてのご意見をいただければと思います。先ほど説明にあったように、案1、2、3とありますけども、どれか一つを選べということではなく、重ね合わせることもあるだろうし、また他にもというのもあるでしょうし、いろいろとご意見が出てくるなかで事務局も整理ができますし。先ほど「一番良いこと」という部分に対して引っかかるというご意見もありましたが、意外にこの修飾的な言葉というのは、対義的な捉え方もできたりするので、難しいところもあると思います。そんなことも含めて、それぞれの感覚的なものもあるでしょうし、言葉を捉えて、あるいは内容、実質的なものを捉えながらご意見いただければいいかなと思います。

委 員

一つ一つの案がどうこうというよりも、市P協という立場からなんですが、今年度から教育基本構想が新しくなりまして、その中で、「一人一人かけがえのない子供たちの今と未来を繋いで作っていくために、すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来に向けて、みんなが当事者として『プロジェクト』の種をまく」というのがテーマであるんです。こういうのを見ていて分からなくなってしまうんですが、子育て課も学校も、育てたい対象は同じなんじゃないのって、いつもちょっと思います。ここがもうちょっと、うまく絡められた、視点が違うのだけど、言いたいことは一緒だよなって。全ての命が喜び溢れる今と未来を作っていこうっていう、そこが同じなんじゃないかなって思いながら、これは読ませていただいていたいました。ちょっと言い方が硬い、大人向けの硬いものなのか、子どものためにちょっと柔らかくしたものの違いというのはあると思うんですが、小学校、中学校の方ではそんな動きをしているので、ぜひちょっと見てみていただけたらな、そこも紐付けながら学校でも地域でも同じところが目指せたらいいのかなという風に感じています。

会 長

他はどうでしょうか。この案を見ながら、これにこんな内容、こんな言葉が加わったとか、あるいはこれを変えたらとかを含めて、委員の方たちの一言をもらえれば、また話し合いが進んでいくかなと思います。

委 員

この案1から3で、「一番良いこと」というのは私も引っかかったのですが、案3の文章はとてもいいのですが、「幸福感（ウェルビーイング）」って表記されていて、わざわざこの片仮名語に変換する意味はあるのかな、余計わかりづらくなってしまうのではないかなと思いました。別に幸福感のままでも言いたいことは伝わるし、むしろ伝わりやすいのでは思います。

委 員

先ほどのご意見にあったように、日野市の今年度の教育基本構想と絡めたほうが、幼稚園、保育園から、うちは中学校ですが、それぞれ連帯して同じところを見て、そういう目標と言いますか内容を持ったものが落とし所となるのかなと、そういう意識でおります。

委 員

保育園の園長として、子どもたちや保護者の皆さまのいろいろな思いを毎日見たり聞いたり、相談に乗らせていただく中で、やはり子どもを真ん中にして考えた時に、子どもたちの自己肯定感や守られているという気持ちが満たされるような、そういったご家庭であってほしいなと思っているので、1の「一人一人の権利を尊重し」という、そういったところが、1番自分としてはピンとくるかなという気持ちです。

委員

先ほど案3の幸福感（ウェルビーイング）の話がありましたが、この「ウェルビーイング」という言葉自体は、心身ともに満たされている状態を指しています。なので、先ほど他の委員の方からもご指摘がありましたが、「幸福感（ウェルビーイング）」ではなくて、括弧内というのは補足の説明ですので、例えば「ウェルビーイング（何々を高めて暮らせる町）」で、そのウェルビーイングという言葉を使いたいのだったら、心身ともに満たされている状態なので、そこは何か他の言葉で言い換えられればなという風に思いました。

委員

冒頭の日野市子どもオンブズパーソンの方の講演会の感想のご紹介があったときも、子どもの権利が守られるとか人権とかが非常に素直に入ってきたというご意見があったことと、あとは資料6の体系図の方針というところに、やはり健やかな成長ですとか、子どもの権利という言葉があって、目標、方針がずっと入ってくるのがやっぱり一番かなという気が、私自身もしています。

委員

今、SDGsというのはよく言われることなので、私も2番の案の「一番良いこと」というのはどうかと思いました。多様性とか心の特性を生かしてみたいな、そういう意味合いのこともちょっと入りつつ、子ども一人一人っていう部分が、1番の案は非常にシンプルで入っていくような感じがしているように思います。

委員

どれもすごく素敵だなと思っています。で、日野市子ども計画の基本理念ということなので、この案1、2、3の中で、表記の仕方なんだろうが、案1では、「子ども一人一人の権利を尊重し、健やかに育ち育てることができるまち」ということで、ここには主語が子どもになっている部分と、育てるという親だったり、子どもを取り巻く前提であった

りということで、子どもが主語になっている部分がここには含まれているのかなと感じています。2も3もいいんですが、子ども自身が自ら育ちってという部分の意味合いも含めてあるといいかなと感じました。

委員

先ほど出たご意見の「一番良いことを考え」というのは、私も「ん？」と思っていたのですが、私は親子をたくさん見ているのですが、子どもにこうしなくちゃいけない、あしなくちゃいけないと決めつけている親が多くてですね。私の子どもなんかもそうなのですが、こんな決めつけないで、もっとその子どもの個性を尊重して育ってもらうような環境作りをすればいいなと思っています。うちの職員の中にも不登校のお子さんがある人が複数いて、そういうことって本当に身近になっています。なので、2番も3番も、親の期待というか大人の期待を押し付けているような感じがするんですね。例えば、子どもの個性と想像力を伸ばすというところで、子どもの個性を伸ばす、想像力を伸ばす。で、子どもの個性って伸ばさなくちゃいけないのかって、そういうところもちょっと疑問なんですね。なので、もう少し子どものありのままの権利を尊重して、先ほど自己肯定感って話もでしたが、保育園の巡回相談をすると、やっぱり自己肯定感が低い子どもって、まだ3歳、4歳、5歳でもたくさんいるんですよね。で、やっぱりその子どものありのままの姿をきちんと私たちが見て、その子のどこがいいのか、どここのところを伸ばしていけばいいのかっていうような、受容的なそういう目標の方がいいような気が私はします。この中で選ぶわけではないとは言われましたが、案1がこの中であれば私の気持ちにはぴったりくるかなと思っています。

委員

私も案1、2、3を見た時に、いいなと思ったのはやはり案1です。「健やかに育ち育てることができるまち」というのは、子どもの視点でもあるし、育てるという親の視点でもあるし、これはなんかしっくりくるなと思いました。あと、アンケート結果とかいろいろ見ていると、自宅での時間を楽しんでいる子どもが多く、安心して暮らしているってとてもいいなと思いました。普段主任児童委員として活動していく中で虐待の話とかいろいろ聞く機会が多く、家にいたくないという話を時々聞くのですが、そんな中でも、こうやってお家にいるのが楽しいとか、あと大人には意見を普通に言えているっていうのは、とてもいい関係を築いているというか、家族の中でとてもいいなと思いました。

委員

私もこの中では案1が良いかなと思いました。子育てが楽しくなくちゃやっぱりいけないと思ったり、子育ての喜びもなんか大事だなとか思ったりで、1番がしっくりするなと思いました。

委員

私は案1が、言葉のシンプルさとか響きの良さが一番、大人も子どももわかりやすくいいかなと思います。先ほど講演会のアンケート結果の中にも大人の権利というのが出てきたので、「子ども」の部分を取ったらダメですかね。大人も子どももみんなの権利が尊重されることで、大人も自分の権利を守られることで子育てもうまくいくみたいなことが書いてあったので、そんなのもありなのかなと思いました。この「子ども」という言葉を入れるのが大事ということであれば、またちょっと違うんですけど。

会長

対象をはっきりさせるかどうか、あるいは、そもそも対象になっているが「日野市こども計画」ということで子どもという言葉が必要かどうかとか、大人も含めるか、こうやってご意見を出していただくと、まだまだっていうところもあるとは思いますが、これだけいろいろと出てくれば、少し案も整理しやすくなってきたのかな取って思います。

事務局

審議いただき、ありがとうございました。いただいた意見を参考にして、事務局の方で詰めていきたいと思います。委員の皆さまにおかれましては、今この場で言えなかったご意見などあれば、メール等で構わないので8月中を目処に事務局へお寄せいただければと思います。

会長

では、本日の報告と審議は以上となります。その他になれば、事務局から次回の日程の確認をお願いします。

事務局

次回、第4回会議は、10月21日の月曜日、午後6時半より子ども包括支援センター「みらいく」3階の多目的室にて、開催を予定しています。近くなりましたら、改めてご

案内させていただきますので、よろしくお願いします。

会 長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉 会)